

第2章

調査対象法人の選定方法が変わった リスク・ベース・アプローチ 税務CGにおけるRBAの 導入と対応ポイント

ること」と定義している⁽³⁾。

●税務CGの運用にリスク・ベース・アプローチ(RBA)の考え方が導入された。

●税務CGの結果が良好な法人に対して調査期間が延長されていた制度は廃止され、新たにRBAによる評価結果により、次回の調査時期が決定されることとなった。

税務CGとは

税務CGといってもピンとこない方もいるかもしれないが、「税務コーポレートガバナンス」の略語であり、国税庁では「税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備す

ること」と定義している⁽³⁾。税務CGの基本的な考え方は、国税庁によれば、大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導のもと、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進するものである⁽⁴⁾、とされており、2013年から導入されたものである。

当局では、税務コンプライアンス(申告水準)を上げるための効果的な手法は、周期的な税務調査による牽制効果であるとする考え方を基本的に持っていると思われる、そのために調査割合の一定の維持を図ってきた。しかし、1980年代は10%程度であった調査割合は年々低下しており、近年は(平年でも)図表2にみ

(図表3) 大企業への税務CG導入の理由

- ・大企業の経済活動が、わが国経済に占める割合が大きく、申告所得金額も多額であること
- ・それぞれの業界・地域をリードする大企業の税務コンプライアンスは、その企業のグループ全体や下請けの中小企業・個人事業者の税務コンプライアンスに与える影響は大きいこと
- ・税務調査に多くの事務量を要している大企業の税務コンプライアンスを高めることは、税務行政全体の効率を高めることに有効であること

られるように3%程度の割合となっている。

そこで、国税局特別調査官が所掌する日本を代表する大企業約500社を対象として税務CGの向上を図る施策を導入したのであるが、対象法人を大企業に限定した理由としては、図表3とされている。

(3) 国税庁「納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組(協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進)」(令和3年11月)による。
(4) 前掲注(3)参照。

これまでの税務CGの運用の流れ

(1) 調査着手後、「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」の作成を依頼

確認事項は図表4に記載のとおりであり、税務に対するトップマネジメントの関与状況と内部牽制の状況の把握に重点が置かれている。

(2) 税務CGの評価

確認表の記載内容について、その状況を聴取し評価し、調査結果等を総合勘案し「税務に関するコーポレートガバナンス評価書」を作成し、評価を行う。

(3) トップマネジメントとの面談

税務CGについて、調査部の部長と会社のトップマネジメントの面談を行う。

その面談時に評価結果が良好な法人に対しては、調査時期の延長等を伝達する。